

# ドイツにおけるEU消費者権利指令の分析

廣瀬 孝壽

Eine Analyse der EU-Verbraucherrechte-Richtlinie in Deutschland

Koju HIROSE

## 1. はしがき

ドイツ法の研究手法として、ドイツ民法典(BGB)などのドイツ国内法やドイツ国内判例を研究することは主要な研究手法であり、この研究手法により体系的な研究がおこなわれている。また、研究をより深めるものとして、ローマ法の研究がおこなわれており、更に、ドイツ国内法に直接影響を与えている法として、EU指令などの研究も注目されている。現在はEUというヨーロッパ内の国家の連合の中で、加盟国間の協力・協調が推進されており、加盟国内の法律もEU全体の調和の中でEUの議決に従わなければならない部分が増えてきている。更に、国連などといった世界的な広い連合の影響も増えている。すなわち、ドイツでは、立法・法解釈の問題について、ドイツ国内の問題としてドイツ国内で取り組むという視点のみならず、加盟国全体の利益及び発展を考慮したうえで、国内法の制定及び解釈をおこなっていかなければならない部分が増えてきている(クヴェレ事件におけるドイツ法の解釈、そしてその後の立法は代表的である)。したがって、各加盟国内での過去の議論の蓄積のない法規定がEU指令などを根拠に制定されることがあり、各加盟国が妥協して法規定を受け入れるという状況も生じている。以上のことから、ドイツ国内法の理論的な根拠として、EU法などの外的な法の理論的根拠を研究することも重要な研究手段の一つとなってくるものと考えられる。

消費者保護に関する法について、EUに限らずヨーロッパ全体での法政策が強化されており、広く私法に関する共通法構想・共通法議論の中で多くの法規定案が提案されたり、また、実際に様々な分野の指令が採択されている。EU指令だけでも、不公正条項指令、消費者動産売買指令、訪問販売指令、通信販売指令などが採択され、更に広く、国際的統一法(国連統一売買法など)も関連する法規定として存在している。しかし、規制目的や規制領域の異なる法が別個に議論され、別個に制定されることによる問題点が指摘されつつある。

本稿においては、2011年10月25日付「消費者の権利に関する欧州議会及び理事会指令(Richtlinie 2011/83/EU)

(以下、EU消費者権利指令という)<sup>2)</sup>を分析するドイツ学説を紹介しつつ、EU消費者権利指令における消費者保護について分析する。このEU消費者権利指令は、2013年12月13日までに加盟国各国の国内法に転換されなけれ

ばならないため、加盟国各国で様々な議論がなされている。EU消費者権利指令の実質的な評価については、国内法化後に様々な判例を分析した後でなければ、その正当な評価は困難であると思われる。国内法化後に判例分析を蓄積し、数年後の将来に実質的な評価をおこなうこととしたい。以上の研究目的を達成するため、学説等の分析を蓄積する必要があると考える。現時点でのドイツ国内でどのような議論が生じつつあるかを紹介することが、本稿の主たる目的である。

## 2. EU消費者権利指令の概要

最初に、EU指令とは何かについて、簡単に説明をおこなうこととする。EU指令は法的な拘束力があり、各EU指令の個々の規定に従って加盟国で国内法化がなされなければならない。この国内法化の方法は、加盟国独自の判断に委ねられている。したがって、たとえばEU指令を既存の民法典に組み込むか、または別個に特別法を規定して既存の民法典には組み込まないかは、加盟国によって異なることになる。このように、EU指令は加盟国に独自に判断する余地を残しており、強制的に統一法を課すような強制の度合いは緩和されている。

次に、EU消費者権利指令についてであるが、EU消費者権利指令の具体的内容は、既存の訪問販売指令及び通信販売指令を廃止して統合した内容となっている。このとき、不公正条項指令及び消費者動産売買指令の修正がおこなわれている。しかし、2008年当初の提案<sup>3)</sup>では、不公正条項指令、消費者動産売買指令、訪問販売指令及び通信販売指令、以上4つの指令すべてを統合することが目的とされていた。統合をおこなわなかった結果としての今後の動向については、今後の研究課題としたい。

EU消費者権利指令は、指令3条3項などに規定されている適用除外を除き、事業者と消費者との間で締結される契約に適用され、通信取引契約及び営業所外契約に関する情報提供及び撤回権に関する詳細な規定を定めている。「第I章、規律対象、定義及び適用範囲」、「第II章、通信取引契約又は営業所外契約以外の契約の消費者情報」、「第III章、通信取引契約及び営業所外契約の消費者情報及び撤回権」、「第IV章、消費者のその他の権利」、「第V章、一般規定」、「第VI章、最終規定」、全35条からなり、これに前文と付表が加わっている。

### 3. ヨーロッパ法に関する論点

ヨーロッパにおける消費者法制度の発展に関しては、垂直型指令と水平型指令とを対比することによって分析されており、要約すると次のようになる。すなわち、「消費者契約の領域におけるヨーロッパ共同体の最初の指令は、1985年の訪問販売指令である。この指令は、訪問販売という適用領域が特定されている指令であり、垂直型指令と呼ばれている。その後、1993年の不正条項指令によって、領域を特定しないはじめの規制が、消費者保護法の領域で公布された。この指令は、特定の状況に結びついた適用領域や、特定の契約類型に合わせて作られているのではなく、消費者取引一般を対象としているため、形式の点で明白に進歩しており、水平型指令と呼ばれている。<sup>4)</sup>」と分析されている。

以上のほかにも、通信販売指令、消費者動産売買指令、電子商取引指令など、多くの指令が存在してしまったため、「特に問題であると考えられているのは、第一に、消費者保護を目的とする諸指令自体に、相互の内容的な不整合が生じていることである。第二に、諸指令が単なる下限の平準化として作成されてきた結果、個々の国内法の間で、二次的な法の分裂状態が生じていることである。そしてごく最近では、これらに加え、第三の問題も生じている。すなわち、個々の指令の適用領域が部分的に重なっていることである。<sup>5)</sup>」として、問題点が指摘されている。

以上の問題に対して、ヨーロッパでも対応が進められている。欧州委員会は、当初は一般契約法の問題と消費者保護法の問題とを包括的に解決しようと考えていたが、その後、以上の状況を打開するため、欧州委員会は、消費者保護に関するアキ・コミュニテールの見直しのための2007年グリーンペーパーによって、消費者保護法の現代化を取り出し、アキ・コミュニテールの現代化の作業として追究した<sup>6)</sup>。この一つの結果として、EU消費者権利指令が採択されることとなった。

一方、EU消費者権利指令が国内法化の法的拘束力を有するのに対して、国内法化の義務のない(契約当事者に適用の選択権のある)ヨーロッパ共通売買法が提案されている<sup>7)</sup>。ヴルブカ准教授によれば、「2011年10月11日、欧州委員会は、ヨーロッパ共通売買法に関する規則のための提案を公表した。ヨーロッパ共通売買法に関する規則は、もし制定されれば、特に国境を越える事業者と消費者の取引関係に適用可能な規範として、革新的かつ前例のないヨーロッパ法上の手法を導入することとなる。委員会は、国内法のレベルにおいて、完全に平準化された全ヨーロッパ的な売買法、すなわちヨーロッパ共通売買法を制定することを企図している。これは、既存の国内売買法に代替しうるものとして、任意的で並列的な国内売買法体系を構築することを予定している<sup>8)</sup>」とされる。但し、ヴルブカ准教授

は、このような選択権付のヨーロッパ共通売買法が「消費者にとって法的安定性を促進するか」という視点から、「もし消費者がその取引に妥当する法的枠組みを本当に考慮するならば、既存の伝統的な国内売買法体系と平準化されたヨーロッパ共通売買法という二つの体系の長所と短所を知るために、より多くの時間と資金を費やさなければならなくなるであろう<sup>9)</sup>」と述べ、「言うまでもなく、二つの法体系の長所と短所を比較できるような高度な法的知識を有する潜在的な消費者は極めて少数である<sup>10)</sup>」と分析する。この見解と同様の見解として、グルントマン教授は、「消費者はその都度消費者保護水準を認識できるわけではないので、最低限の平準化では消費者にとって不利益となるのではないか<sup>11)</sup>」と分析する。消費者及び事業者が選択可能な選択式にしてしまうと、事業者にとって都合の良い約款を事業者が選択し、それを消費者が受け入れるか受け入れないかの選択をすることとなり、実質的に消費者が事業者にとって都合の良い契約内容の承諾を強制させられることとなる、という問題が生じる可能性がある。また、事業者が、各国の法律を調査して、それから約款を作成しなければならぬとすれば、このために経済的かつ時間的な費用がかかることとなり、この費用は商品価格上昇という形で消費者の負担となる可能性もある。

以上のように、統一法を選択式にしてしまうと、実質的に消費者は選択できず、消費者保護が達成されないという問題点が生じる可能性がある。しかし、他方で、選択式にせず、詳細で厳密な規則を各国に強制することとなると、各国の法律に過度に干渉し過ぎることとなり、各国の法体系を崩壊させる危険性もある。統一法構想は、以上のような問題点に配慮しつつ、調整がおこなわれていくこととなると思われる。

### 4. EU消費者権利指令における消費者保護

ドイツにおけるEU消費者権利指令の議論状況について、グルントマン教授は、ヨーロッパ共通売買法提案への注目度は高いが、これに比べるとEU消費者権利指令に関する議論は少なく、まだ十分な評価がなされていないと述べている<sup>12)</sup>。また、ヨーロッパの傾向として、消費者保護を強化しようとする傾向にあることを述べている<sup>13)</sup>。グルントマン教授は、選択権付の法規制で消費者保護水準が高まるのかについて批判的な考察をしている。一方で、EU消費者権利指令に関しては、消費者保護の為にどの程度の活用が可能となるか、それとも、活用の余地のない強制の度合いの強い規範であるのかについての分析に関心を強めている。

EU消費者権利指令は、完全平準化に近いアプローチを採用している。すなわち、加盟国は消費者保護に関してほとんど同レベルの法規定を国内法化しなければならないこととなるが、しかし、いくつかの例外規定が存在し、加

盟国独自の規定を設けることが可能な部分も残されている。EU消費者権利指令第4条(平準化の水準)は、「加盟国は、国内法において、この指令に定めることから離れた規定(異なる消費者保護水準を確保する、より厳格な規定又はより厳格でない規定のいずれも含む)を維持又は導入しないものとする。ただし、この指令に別段の定めがある場合はこの限りでない。<sup>14)</sup>」と規定する。

この「別段の定め」として、たとえば、以下のような規定があり、EU消費者権利指令第3条(適用範囲)4項は、「加盟国は、消費者の支払が50ユーロを超えない営業所外契約について、この指令を適用しないこと又は対応する国内規定を維持若しくは導入しないことを決定することができる。加盟国は、国内立法において50ユーロを下回る額を定めることができる。」と規定する。少額の消費者被害について、一人の消費者の被害が少ないのに対して、事業者の負担が過度に大きくなることを考慮した規定ではあるが、被害者数が多い場合にはどのように対処するかという問題がある。また、各国で規定された価格の差がわずかであるとしても、それでも相違があることには変わりなく、消費者保護への影響にまったく問題がないわけではない。

かつての指令は「最低限度の水準」を定めるのみであり、各国で消費者保護のための「最低限度の水準」を上回る独自の規定をもって国内法化されたため、各国で消費者保護の内容が異なり、結果として消費者が十分に保護されないという問題があった。この問題を解決するために、EU消費者権利指令は、完全平準化に近いアプローチを採用したのであるが、更に厳格な規制方式まで強制するとすると各国の法律に過度に干渉し過ぎることとなり、各国の法体系を崩壊させる危険性もある。他方で、完全でなく、例外を残せば、消費者保護の不均衡や経済的コストの増加などの問題を残すこととなる。いずれにせよ、問題は生じるものと思われるため、今後の議論の動向に注目したい。

## 5. 結びにかえて

グルントマン教授は、「EU消費者権利指令は、将来のヨーロッパ契約法にとって非常に根本的な戦略上の問題を提起するものであり、注目に値する<sup>15)</sup>」とも述べている。一般契約法と消費者契約法との関係は明確に解明されてはならず、消費者契約法・消費者保護法・消費者法の位置付けは難問とされている。一般契約法はどのようにあるべきか、消費者契約法はどのようにあるべきか、それぞれに関する議論は、ヨーロッパだけでなく、債権法改正議論の続く日本においても、活発におこなわれ続けるであろう。ドイツにおいても、ドイツ民法典と消費者関連規定との関係は議論が続いており、今後の展開に注目したい。

本稿では、一部のドイツ学説のみ紹介し、十分な紹介及び分析はできなかったが、ドイツでは、単純に無批判にEU法を受け入れたり、また、単に妥協してEU法を受け入

れるということはないようである(詳細な研究は今後の研究課題としたい)。ドイツでは、消費者保護を一国だけでなくEU全体で考察し、EU全体の消費者のために統一した(各国で異なることのない)消費者保護規定があることが望ましいとの見解を持ちつつも、一方で、加盟国の法律に過度に干渉することへの抵抗感も感じているようである。ドイツ国内法の法理論は、ドイツ一国の利益のみならずヨーロッパ全体の発展をその理論的根拠にしつつあるようにも考えられる。このような議論状況の分析も、今後の研究課題としたい。

ヨーロッパにおける、以上のような国際的取引を視野に入れ、かつ、他国の消費者の利益をも考慮するような考え方は、現代のインターネット取引の普及する時代において、広まりつつある考え方なのではないかと思われる。日本はまだEU加盟国のような密接な経済圏の中にはないが(EUほど強固で密接なアジア経済圏や太平洋経済圏はないが)、今後インターネットなどを利用した国際取引が頻繁におこなわれるようになると、国際的な統一法の制定の仕方によっては消費者及び事業者に経済的な利益をもたらす可能性もある。今後の日本における取引の態様の変化に注目し、日本法に関する比較法的分析もおこなってきたい。

EU法の論点及び問題点は徐々に指摘されつつあるが、今後、具体的な問題が生じた場合に、加盟国各国で改善案が示されるものと思われる。これらの動向にも着目し、ヨーロッパ法の個別条文の改正や法体系の改善に関する研究も続けていきたい。

<sup>1)</sup> 原田剛「EC消費動産売買指令とドイツ民法第439条4項(上)～(下)」国際商事法務36巻8号～9号(2008年)、吉永一行「講演『ブリュッセルからの強風』—欧州共同体法とドイツ民法—」産大法学42巻4号(2009年)、岡孝「ドイツ売買法の新たな展開—瑕疵ある物に対する買主の権利を中心として」『企業法の変遷』(2009年、有斐閣)、田中宏治「ドイツ新債務法における目的論的縮小—クヴェレ事件—」千葉大学法学論集24巻3・4号(2010年)、山本弘明「通信販売契約の撤回と使用利益の賠償」国際商事法務38巻11号(2010年)などにおいて、クヴェレ事件について詳細に分析されている。クヴェレ事件において、ドイツ民法の規定とEC消費者動産売買指令(Richtlinie 1999/44/EG)の規定とが比較された。EC指令の条文が、代物給付の際には、消費者に使用利益返還義務がないと解釈できることとなり、反対に、ドイツ民法の条文が、消費者に使用利益返還義務があると解釈できることとなると、ドイツ民法はEC指令に適合していない、すなわち、違反していることとなる。EC指令の解釈と加盟国の国内法の解釈とは一致しなければならないとされている。したがって、ドイツ民法の解釈は、EC指令の解釈に適合していなければならないということになる。尚、加盟国の裁判所は、国内法の解釈がEC法の解釈に一致するとその判決を確実にするため、欧州裁判所の先決判決手続を申し立てることができる。クヴェレ事件の場合、2006年8月16日に、ドイ

ツの連邦通常裁判所は、ドイツ民法の解釈に争いがあるとして先決判決手続を申し立てており、この申し立てに従い、2008年4月17日に欧州裁判所で、ドイツ民法がE C指令に違反するとする先決判決がなされ、そして、この先決判決を受けて、2008年11月26日に連邦通常裁判所は、E C指令に適合させるためにドイツ民法を目的論的縮小により解釈するとする最終的な判決を下している。更に、ドイツ立法は法改正を行い、ドイツ民法 474条2項1文において、消費者動産売買契約には「439条4項は、使用利益の返還またはその価値による償還は必要がないというように適用する」(2008年12月16日から施行)(岡孝「契約解除」比較法研究71号(2009年)151頁の訳文参照)と規定された(廣瀬孝壽「ドイツにおける通信販売契約撤回に関する消費者保護の動向」北九州工業高等専門学校研究報告45号(2012年)114~115頁参照)。

<sup>2</sup> E U消費者権利指令の翻訳として、寺川永=馬場圭太=原田昌和「2011年10月25日の消費者の権利に関する欧州議会及び理事会指令」関西大学法学論集62巻3号(2012年)に全訳があるほか、インターネット上で、和久井理子「試訳(仮)(翻訳作成掲載日2012年1月23日、訂正2012年2月7日)」([http://studylaw.web.fc2.com/201183EU\\_EJ.htm](http://studylaw.web.fc2.com/201183EU_EJ.htm))において条文訳が公表されている。

<sup>3</sup> 2008年10月8日に提案された「消費者の権利に関する欧州議会及び理事会の指令に関する提案(Vorschlag für eine Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates über Rechte der Verbraucher)」については、右近潤一「ヨーロッパ私法の新たな動向—消費者の権利に関する指令提案について—」京都学園法学59号(2009年)、右近潤一「消費者の権利に関する欧州議会及び理事会の指令に関する提案(試訳)」京都学園法学60・61号(2009年)において詳細に分析されている。

<sup>4</sup> マリー—ローズ・マクガイア(高嶋英弘訳)「消費者法に関するアキ・コミュニテール(共同体法蓄積事項)」産大法学43巻1号(2009年)82~83頁の要約である。

<sup>5</sup> マリー—ローズ・マクガイア(注4)84~85頁。

<sup>6</sup> マリー—ローズ・マクガイア(注4)80頁参照。

<sup>7</sup> ヨーロッパ共通売買法提案の翻訳として、[訳者]内田貴(監訳)=石川博康=石田京子=大澤彩=角田美穂子『別冊N B L No. 1 4 0 共通欧州売買法(草案)—共通欧州売買法に関する欧州議会および欧州理事会規則のための提案』(2012年、商事法務)があるほか、インターネット上で、和久井理子「試訳(仮)(翻訳作成掲載日2012年1月18日、訂正2012年1月27日[旧版]、2013年3月25日)」([http://studylaw.web.fc2.com/CESL\\_EJ.htm](http://studylaw.web.fc2.com/CESL_EJ.htm))において条文訳が公表されている。

<sup>8</sup> シュテファン・ヴルブカ「ヨーロッパ共通売買法規則提案(一)」民商法雑誌146巻4・5号(2012年)368頁。

<sup>9</sup> シュテファン・ヴルブカ「ヨーロッパ共通売買法規則提案(二・完)」民商法雑誌146巻6号(2012年)496頁。

<sup>10</sup> シュテファン・ヴルブカ(注9)496頁。

<sup>11</sup> Stefan Grundmann, Die EU-Verbraucherrechte-Richtlinie, JZ 2013, S. 64.

<sup>12</sup> Stefan Grundmann, a. a. O. S. 53.

<sup>13</sup> Stefan Grundmann, a. a. O. S. 63.

<sup>14</sup> 寺川永=馬場圭太=原田昌和(注2)456~457頁の訳文引用。

<sup>15</sup> Stefan Grundmann, a. a. O. S. 65.

(2013年11月11日 受理)